

令和3年度 第3回
田川市国民健康保険運営協議会
会 議 資 料

開催日時：令和3年12月20日（月）午後6時10分

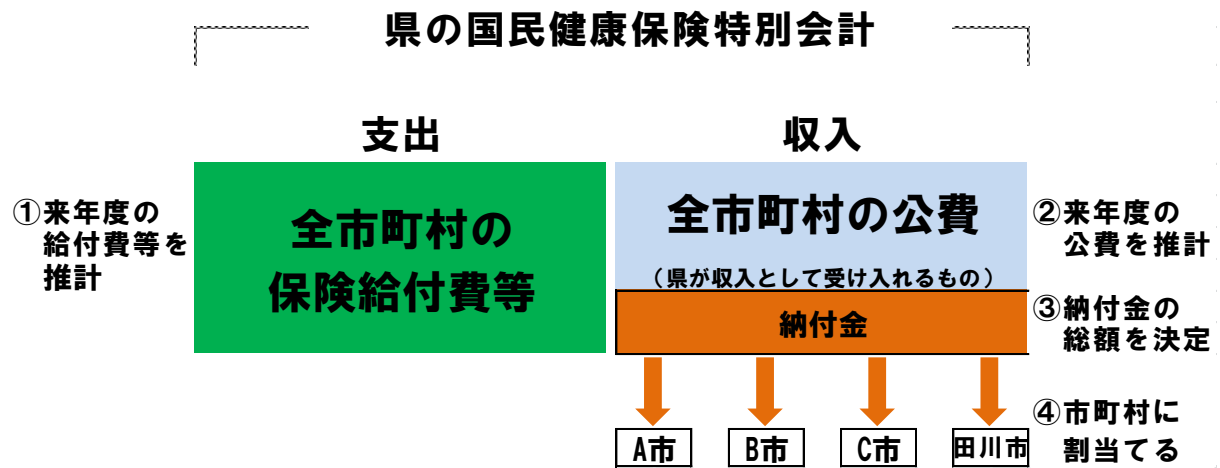
場 所：田川市役所1階 大会議室

1. 納付金算定の仕組み

1. 納付金算定の流れ

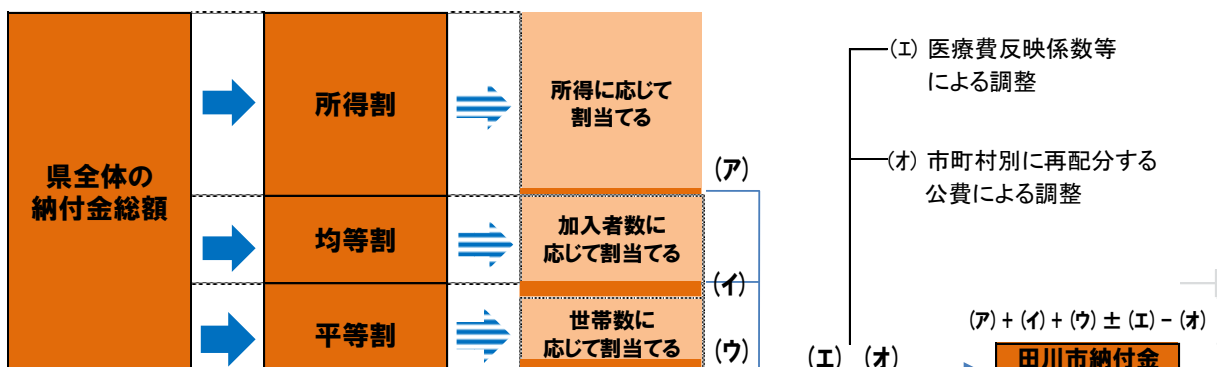
国民健康保険事業費納付金は、県内の保険給付費（医療費）等の負担を構成市町村で分かち合う「割当金」です。納付金の算定は県が行います。県は、来年度の納付額を前年度中に市町村に通知します。市町村の納付金額は、以下のように決まります。

- ① 県が来年度の県全体（全市町村）の給付費等を推計します
- ② 県が来年度の県全体の公費（国から入る補助金等）を推計します
- ③ ①と②の差額が納付金の総額になります
- ④ 田川市の納付金の割当てが決まります



⇒ ④の割当ての算定方法は、以下のとおりです。

- (1) 総額が決まる
- (2) 税区分に金額を割振る
- (3) 市町村に金額を割当てる
- (4) 調整後、納付金額が決まる



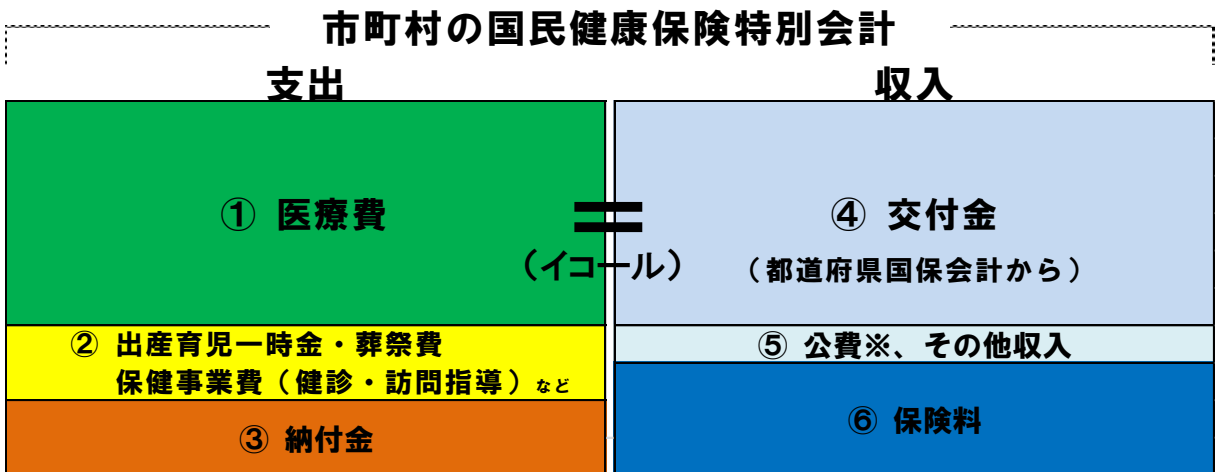
※(3) はそれぞれの区分ごとに、各市町村が県内に占める割合から算出されます。田川市の所得が県内の1%なら、(2)の所得割の1%を納付金として納めます。

※(イ)の調整により、市町村ごとの医療費水準（高低）を納付金に反映させます。田川市は医療費が高いため調整により負担が増えます。

2. 標準保険料率の提示

県は納付金の算定結果を市町村に示す際に、あわせて「標準保険料率」を提示してきます。この標準保険料率は、当該市町村が納付金を納めるために必要な保険料率を、県が試算したものです。

試算は、当該市町村の国保特別会計の情報から行います（下図参照）。①と④はイコールの関係が保たれるため、税率設定には関係ありません。支出の②③に対して、収入の⑤⑥で均衡を保てるように⑥の保険料が設定されます。その算定式は以下のとおりです。



【 標準保険料の算定式 】

$$\left(\begin{array}{c} \text{(ア)} \\ \text{納付金額} \\ \text{(上図③)} \end{array} + \begin{array}{c} \text{(イ)} \\ \text{出産・葬祭} \\ \text{保健事業} \\ \text{(上図②)} \end{array} - \begin{array}{c} \text{(ウ)} \\ \text{公費等} \\ \text{(上図⑤)} \end{array} \right) \div \begin{array}{c} \text{(エ)} \\ \text{保険料の} \\ \text{標準的な} \\ \text{収納率} \end{array} = \begin{array}{c} \text{(オ)} \\ \text{保険料} \\ \text{賦課総額} \end{array} \div \begin{array}{c} \text{(カ)} \\ \text{所得総額} \\ \text{加入者数} \\ \text{世帯数} \end{array} = \begin{array}{c} \text{(キ)} \\ \text{所得割} \\ \text{均等割} \\ \text{平等割} \end{array} \quad \text{(標準保険料率)}$$

- (1) 支出である(ア)と(イ)から、収入である(ウ)を差し引いた金額が、保険料で確保すべき額(A)
- (2) 保険料の収納率が100%ではないので、収納率(エ)で割り戻した額が、保険料賦課総額(オ)
- (3) 賦課総額を、その市町村の「所得総額」「加入者数」「世帯数」(カ)に応じて、「所得割」「均等割」「平等割」に割り振り、標準保険料率(キ)を決めます。

Q. 標準保険料率に従わなければいけないか？

- A. (1) 標準保険料率は、県が一定の計算ルールに従って算出した目安の数値である
 (2) 実際に使用する税率は、市町村が独自に設定する率でも構わない
 (3) 将来的なことも含めて市町村が判断することになる。

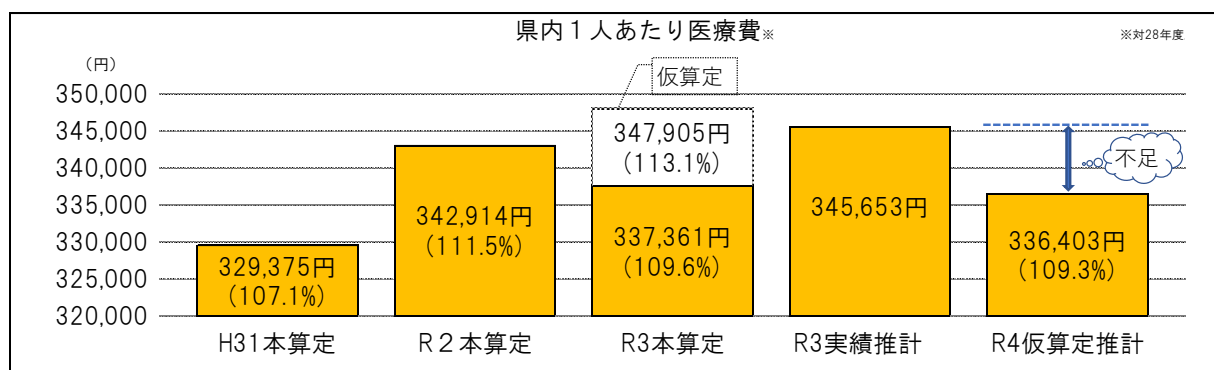
2. 納付金の仮算定結果

1. 県全体の一人当たり医療費の推移

本年11月末に、納付金の仮算定結果とその算定根拠が県から示されました。納付金（医療分）の県総額は、県内の一人当たり医療費の推計値から算出されます。すなわち一人当たり医療費の推計値が納付金の増減の根拠となっています。

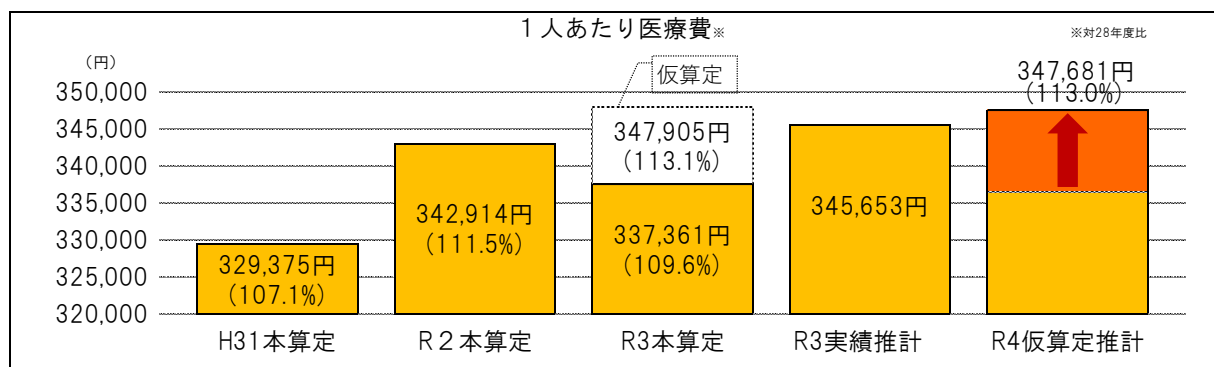
【国のガイドラインによる推計方法での結果】

県が国のガイドラインに沿って機械的に推計を行った結果、令和4年度の推計値は、令和3年度の実績ベースを下回る結果となった。



【県が上記推計方法を補正した結果】

県は、令和4年度の医療費が令和3年度実績ベースを下回することは想定しにくいと考え、推計の基礎数値を補正して、令和3年度実績を上回るように調整した。



【結果】

上記のとおり、令和3年度は、コロナ禍を考慮して本算定値を低く抑えていましたが、令和3年6月以降は受診控えが収まり、医療費実績は高い数値で推移しています。これを踏まえて、令和4年度の仮算定では、直近の令和3年度実績をカバーできるように、県が独自に補正を行い、機械的な推計値よりも高い推計値が設定されています。

2 . 確定係数 本算定) に影響 を及ぼす もの (予定)

令和4年度の仮係数(仮算定用の係数)は、不確定要素を含めた予算編成上の参考値という位置づけで通知されております。年末に国が示す確定係数(本算定用の係数)によって、医療費等の推計値が修正され、納付金が確定します。県の説明によれば、確定係数に影響を及ぼすもの(仮算定には含めていないもの)には、以下のようなものがあります。

- (1) 令和4年度 診療報酬改定 医療費点数の改定による 医療費への影響
- (2) 社会保険適用拡大 R4.10 被保険者数見込み の修正による医療費への影響
- (3) 後期高齢者の窓口 2割 負担 導入 負担配分見直しによる後期高齢者支援金への影響
※導入時期 は R4年度 後半 予定

3 . 田川市の納付金算定結果 (仮算定 について)

別冊「令和4年度納付分 国民健康保険事業費納付金、標準保険料率 算定結果資料(仮算定情報)」を参照。

3. 税率の検討について

1. 令和4年度の税率の検討

(1) 課題

- ① 平成30年度以降、黒字決算が続いている。
- ② 基金が一般的目安を大幅に超えており、還元の検討が必要となっている。

保険財政の状況（都道府県単位化後）

[単位：千円]

年度 項目	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
歳入	5,822,907	5,895,868	5,518,843	(5,567,669)
歳出	5,384,757	5,691,349	5,172,385	(5,567,669)
決算収支	438,150	204,519	346,458	-
単年度収支	280,547	5,660	200,076	-
基金残高	0	239,291	297,427	(480,897)

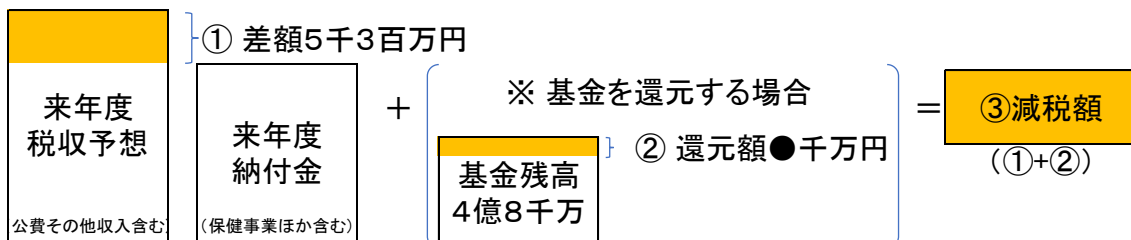
(R3年9月時点予算)

(2) 前提条件

- ① 基金保有額の一般的目安 ⇒ 保険給付費の5%程度（田川市なら約2億5千万円）
- ② コロナ禍の保険財政への影響は極めて小さいため、考慮しなくてよい。

(3) 減税方法のイメージ

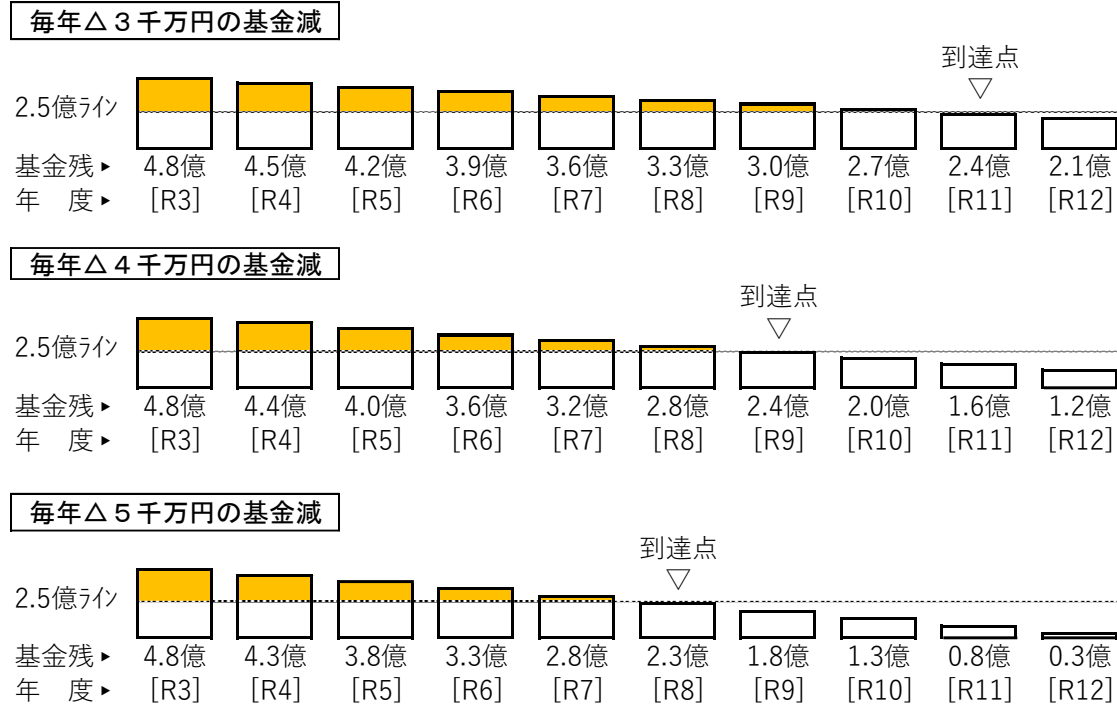
[令和4年度仮算定時点]



- ① 毎年の黒字要因となっている差額を解消する（仮算定時は約5千3百万円）。
- ② 基金を還元する場合、●千万円程度を還元する。
- ③ ①+②の合計額を減税額とする。

(4) 基金の還元ペース別の残額推移

基金還元のペース別に、各年度の基金残額と2億5千万円以下に到達する年度（到達点）を図で示しています。



(5) 基金を還元していく上での考え方【案】

- ① 基金は2億5千万円程度の水準を維持したい（一般的な基金の目安）
- ② 水準超過の2億3千万円を5～6年で分割還元し、基金の推移を見守る
- ③ 仮に基金が減りすぎたら、令和6年度以降、県標準税率への統一化が段階的に進んでいく過程で、ゆるやかに税率を戻していく

（参考）県標準税率への統一化の流れ【今後の予定】

- ① 令和5年度までに統一化ルールを県内市町村で協議（市町村間の負担割合変更を協議）
- ② 令和6年度から、段階的に統一化していく予定（協議結果に基づいて、各市町村の納付金を段階的に増減させていく⇒標準税率に近づいていく）

1. 税率改正(案)の試算条件

- (1) 減税額は、賦課総額9千3百万円減とする（黒字解消5千3百万+基金還元4千万円）
- (2) 内訳は、支援分賦課総額を7千3百万円減、介護分賦課総額を2千万円減とする
- (3) 応能：応益割合は、現行どおりとする
- (4) 均等割：平等割の割合は、支援分は現行通り、介護分は支援分の比率に合わせる

【現行税率と改正税率（案）の比較表】

税率		現行税率 [A]	改正税率 [B]	差引 [B]－[A]
医療	所得割	6.63%	6.63%	0
	均等割	20,915円	20,915円	0
	平等割	17,882円	17,882円	0
支援	所得割	4.74%	3.62%	△ 1.12%
	均等割	15,200円	12,200円	△ 3,000円
	平等割	13,400円	10,750円	△ 2,650円
介護	所得割	3.17%	2.36%	△ 0.81%
	均等割	13,080円	10,100円	△ 2,980円
	平等割	8,400円	6,780円	△ 1,620円

※「医療」…医療分(基礎分)、「支援」…後期高齢者支援金等分、「介護」…介護納付金分

2. 減税総額の根拠

県の標準保険料率（収支均衡となる税率）を基準に、下表の数値を減税額の根拠とした。

- (1) 現行税率賦課総額(a)と標準保険料率賦課総額(b)の差額（5千3百万円）を減税する
⇒ この数値が来年度の収支予想（黒字額）であり、この黒字を解消する。
- (2) 標準保険料率賦課総額(b)と改正税率賦課総額(c)の差額（4千万円）を減税する。
⇒ 基金から4千万円を取り崩す（還元する）ため、収支均衡から4千万円不足させる。
- (3) (1)と(2)の合計額を減税総額（9千3百万円）とする。

【令和4年度課税予想額の比較表】

試算区分		現行税率 (R4予想課税データ試算)	標準保険料率 (県算定情報)	改正税率 (R4予想課税データ試算)
賦課総額	(7) 医療分賦課額	536,865,932円	671,691,332円	536,865,932円
	(イ) 支援分賦課額	372,365,505円	207,152,870円	299,056,299円
	(ウ) 介護分賦課額	94,558,624円	71,751,257円	74,331,776円
	(7) + (イ) + (ウ) 合計	(a) 1,003,790,061円	(b) 950,595,459円	(c) 910,254,007円
			(b)-(a)= △53,194,602円	(c)-(b)= △40,341,452円

※ (a) 市が実際の課税データを使って、現行税率で試算した来年度の賦課総額予想（改正前の収入額予想）
 (b) 県が田川市に必要と考える来年度の賦課総額予想（この額を賦課すれば収支が±0円となる想定）
 (c) 市が実際の課税データを使って、改正税率で試算した来年度の賦課総額予想（改正後の収入額予想）

3. 減税額の配分根拠

- (1) 令和6年度以降に段階的に進んでいくことが想定される県内保険料水準の統一化を見据え、標準保険料率（県統一方式）に近づける改正とした（現行税率が県統一方式に近づくように調整）。
- (2) 課税対象が40歳～64歳に限定されている「介護分」を第1優先に減税（2千万円減税）
- (3) 現行の賦課総額が県標準を上回っている「支援分」で残りを減税（7千3百万円減税）
- (4) 医療分は現行の賦課総額が県標準を下回っているため、現状維持とした。

【賦課総額比較表】

(近づくように調整) →

税区分	現行税率	改正税率	県標準保険料率 (県統一方式)
(ア) 医療分賦課総額	536,865,932円	536,865,932円	671,691,332円
(イ) 支援分賦課総額	372,365,505円	299,056,299円	207,152,870円
(ウ) 介護分賦課総額	94,558,624円	74,331,776円	71,751,257円
合計	1,003,790,061円	910,254,007円	950,595,459円

4. 賦課割合の配分根拠

- (1) 応能：応益割合は、県標準との乖離が小さいため、現行どおりとした。
- (2) 均等：平等割合は、介護分を支援分の比率に合わせる微調整とした（介護分の均等割比率を1%分だけ平等割に移して県標準に近づける）。

応能：応益 割合 [令和4年度仮算定ベース]

算定方式	区分	支援分		介護分	
		応能	応益	応能	応益
現行方式		37.3%	62.7%	38.1%	61.9%
標準保険料率（県統一方式）		36.6%	63.4%	36.8%	63.2%

※ 数値は少数第2位を四捨五入。現行方式の割合は令和3年度第2回所得調査時の値。

均等割：平等割 割合 [令和4年度仮算定ベース]

算定方式	区分	支援分		介護分	
		均等	平等	均等	平等
現行方式		63.3%	36.7%	64.3%	35.7%
標準保険料率（県統一方式）		59.8%	40.2%	59.7%	40.3%

※ 数値は少数第2位を四捨五入。現行方式の割合は令和3年度第2回所得調査時の値。

5. 県標準保険料率との比較表（参考）

県標準保険料率（県統一方式）は、現時点で県が統一化を想定して算出した一般的なモデルです。現在、県内市町村間で統一化のあり方について協議中であり、市町村間の負担配分の見直し結果によって、算出方法が変わることがあります。

税率		現行税率	改正税率	県標準保険料率 (市町村算定方式)	県標準保険料率 (県統一方式)
区分					
医療	所得割	6.63%	6.63%	8.10%	7.25%
	均等割	20,915円	20,915円	26,694円	26,323円
	平等割	17,882円	17,882円	21,975円	26,798円
支援	所得割	4.74%	3.62%	2.59%	2.28%
	均等割	15,200円	12,200円	8,627円	8,052円
	平等割	13,400円	10,750円	7,325円	8,197円
介護	所得割	3.17%	2.36%	2.36%	2.07%
	均等割	13,080円	10,100円	9,931円	9,324円
	平等割	8,400円	6,780円	6,373円	7,273円

※ 県統一方式 … 県内保険料水準の統一化を想定した保険料

※ 市町村算定方式 … 田川市の応能：応益割合を加味した標準的な保険料率

【参考資料】 支援＋介護 減税の影響一覧

基礎情報（令和4年度の課税データ推計値）

	7割軽減世帯	5割軽減世帯	2割軽減世帯	一般世帯	合計
課税世帯データ数	2,952世帯	1,240世帯	739世帯	2,057世帯	6,988世帯
被保険者データ数	3,920人	2,285人	1,308人	2,878人	10,391人

影響額別世帯数一覧

[単位：世帯]

影響額	世帯区分		7割軽減世帯	5割軽減世帯	2割軽減世帯	一般世帯	合計
	1円～	500円減					
	1円～	500円減	93	17	1	3	114
	501円～	1,000円減	128	18	6	8	160
	1,001円～	2,000円減	1,315	34	9	36	1,394
	2,001円～	3,000円減	321	117	20	30	488
	3,001円～	4,000円減	837	69	48	27	981
	4,001円～	5,000円減	123	108	13	47	291
	5,001円～	6,000円減	45	159	10	144	358
	6,001円～	7,000円減	16	142	12	26	196
	7,001円～	8,000円減	5	86	32	22	145
	8,001円～	9,000円減	1	89	42	37	169
	9,001円～	10,000円減	1	90	49	33	173
	10,001円～	15,000円減	7	207	136	375	725
	15,001円～	20,000円減	6	51	207	272	536
	20,001円～	25,000円減	1	19	62	248	330
	25,001円～	30,000円減	1	8	36	197	242
	30,001円～	35,000円減	1	7	18	137	163
	35,001円～	40,000円減	1	2	9	88	100
	40,001円～	45,000円減	0	1	8	78	87
	45,001円～	50,000円減	0	0	5	38	43
	50,001円～	55,000円減	0	0	3	26	29
	55,001円～	60,000円減	0	0	1	16	17
	60,001円～	65,000円減	0	0	2	17	19
	65,001円～	70,000円減	0	0	0	15	15
	70,001円～	75,000円減	0	0	0	5	5
	75,001円～	80,000円減	0	0	0	1	1
	影響なし		50	16	10	131	207
	合計		2,952	1,240	739	2,057	6,988

※影響なし世帯…課税データに年度途中喪失世帯（課税額が少額で影響が出ない）又は限度額超過世帯（減税後も限度額超過となる）があるため

減税額の平均値（調定減額）

	7割軽減世帯	5割軽減世帯	2割軽減世帯	一般世帯	合計
一世帯あたり平均	△ 2,428円	△ 7,674円	△ 14,749円	△ 19,561円	△ 9,705円
一人あたり平均	△ 1,829円	△ 4,165円	△ 8,333円	△ 13,981円	△ 6,527円